

2026年改定版 / 調査結果の概要

愛知県最低生計費試算調査結果

若年単身世帯（25歳・名古屋市）が普通に暮らすには

必要なのは 月約28万円・時給1,800円以上

愛知県労働組合総連合（愛労連） 2026年6月26日

監修：中澤秀一（静岡県立大学短期大学部・准教授）

協力：浅生卯一（愛知東邦大学経営学部・元教授）

みんなの
労働組合 **Ai** 愛労連

調査結果の概要

25歳・名古屋市の若年単身者が贅沢ではなく「普通に暮らす」のに必要な費用を積み上げて試算した結果。

必要な生計費

月約28万円

年約338万円・男女平均

必要な時給

1,800円超

月150時間換算

11年間の上昇

+ 約24%

2015年比・物価高騰

最低賃金との差

月約11万円

現行1,140円では不足

調査の概要

- 目的：健康で文化的な最低限度の生活に必要な費用を明らかにする
- 対象：名古屋市内に住み、市内事業所で働く若年単身者（25歳）
- 方法：生活に必要な費目を積み上げ、名古屋市の実勢価格で算定

結論

**最低賃金を「生活できる賃金」
＝時給1,800円以上へ**

調査の目的と対象

何を明らかにするのか

25歳の若者が一人暮らしをしながら、**健康で文化的な最低限度の生活**を送るために、いくら必要なかを明らかにする。

試算の考え方

生命を維持するだけのぎりぎりの生活費でも、極端な節約を前提にした生活費でもない。
若者が自立して、普通に、人間らしく暮らすために必要な費用を積み上げて試算。

最低賃金近傍で働く人々

非正規労働者

正規の若年労働者

高年齢労働者

ケア労働者

県民の暮らしを支える多くの労働者が含まれる家賃を払い、食事をとり、通院し、人と交流することは誰にも必要なこと

試算の方法 — 必要な費目を積み上げる

2015年調査（生活に必要な品目を一つひとつ積み上げ、月々に必要な費用を算出）をもとに、その後の物価変動や生活の仕方の変化などを考慮した。

食料

男 60,503 / 女 49,273

住居

男 50,667 / 女 50,667

光熱・水道

男 8,340 / 女 7,275

家具・家事用品

男 4,610 / 女 4,768

被服・履物

男 10,176 / 女 10,068

保健医療

男 5,914 / 女 9,015

交通・通信

男 7,949 / 女 7,816

教養娯楽

男 26,910 / 女 26,930

その他消費

男 24,324 / 女 31,573

予備費

男 19,900 / 女 19,700

税・社会保険料

男 63,990 / 女 63,990

※ 各費目の下段は男女別の月額（表2 愛知県（名古屋市）若年単身世帯の最低生計費試算結果・2026年改定版より）。
通勤交通費は通勤手当が一般的のため除外して試算。

試算結果 — 普通に暮らすには月約28万円

税・社会保険料込み 月額（男女平均）

約28万円

税・社会保険料込み 年額（男女平均）

約338万円

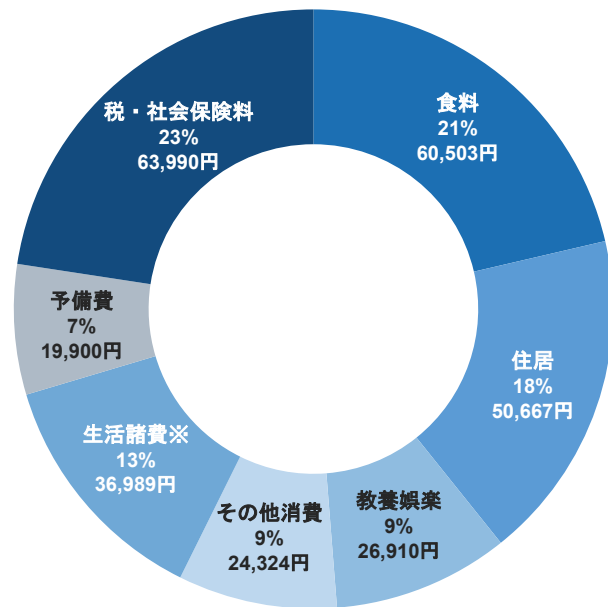
時給換算（月150時間・男女別）

男性 **1,889円**

女性 **1,874円**

2026年4月時点／愛知県（名古屋市）・25歳単身

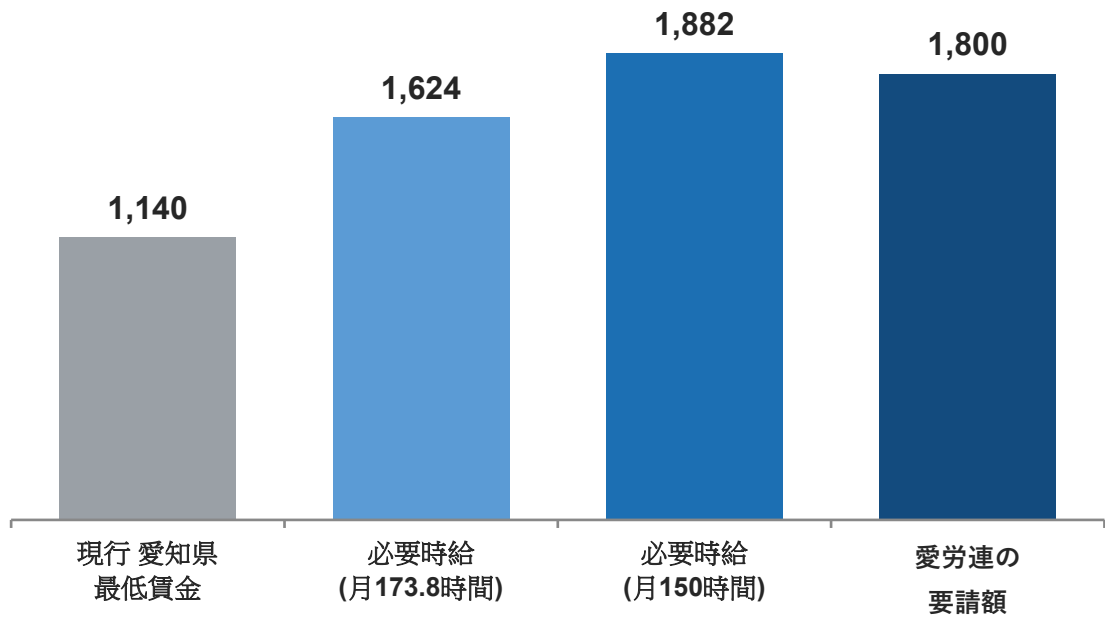
月額の内訳（男性・円）



※生活諸費 = 保健医療・交通通信・光熱水道・被服・家具等

必要な時給 — 時給1,800円以上が必要

最低生計費を労働時間で割ると、必要な時給は現行最低賃金を大きく上回る。



ここがポイント

人間らしい働き方 (月150時間) なら

男性1,889円 / 女性1,874円

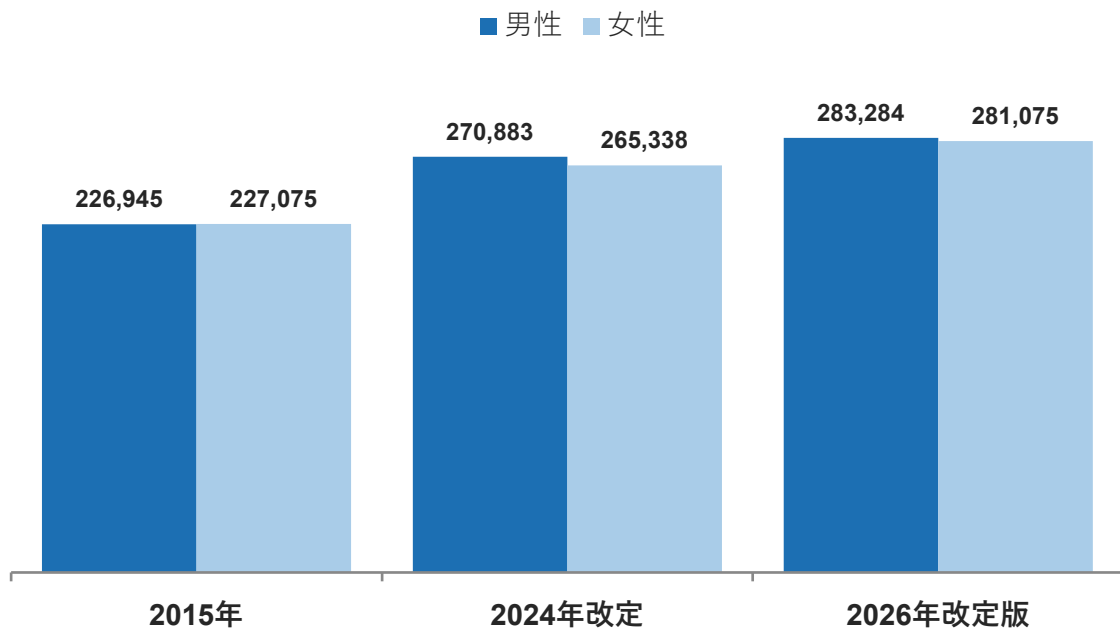
実態として時給1,900円近い水準が必要。

愛労連は最低賃金**1,800円以上**への引上げを求める。

※月150時間は、1992年に政府が掲げた年間1800時間に相当する

最低生計費の推移 — 11年間で約24%上昇

税・社会保険料込みの月額額は、2015年から2026年改定版で大幅に増加した。



月額の上昇率
(税・社保込み・男女平均)

+24.3%

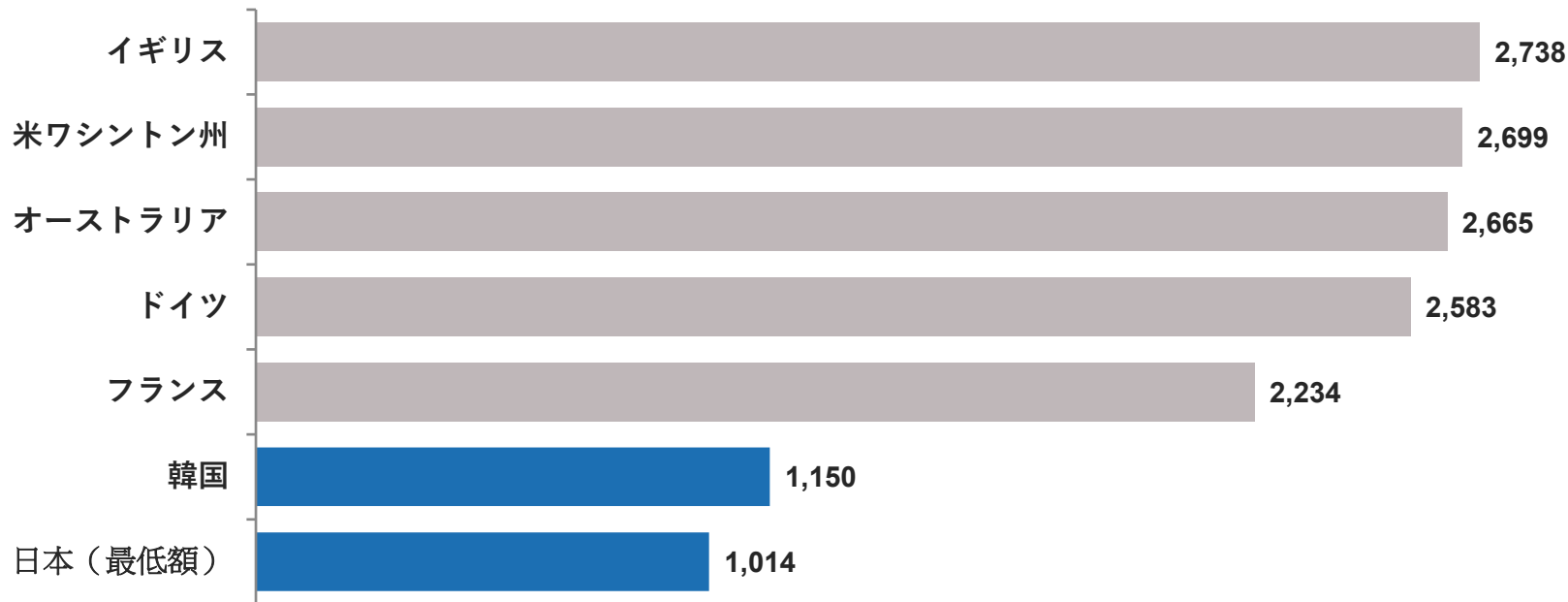
増加が大きい費目

- ・食料費
- ・教養娯楽費
- ・税・社会保険料

物価高騰に賃金が追いつかず、若い世代の暮らしは確実に苦しくなっている。

国際比較 — 日本の最低賃金は大きく立ち遅れ

主要国の最低賃金（円換算・時給／2026年1月時点）。円安もあり日本の低さが際立つ。



三要素審議 — 「生計費」資料と審議の充実を

最低賃金法第9条は「生計費」「賃金」「支払能力」の三要素を考慮。しかし愛知の審議会では「労働者の生計費」資料や審議が極めて乏しい。

労働者の生計費

2点

三要素で最少

労働者の賃金

7点

統計資料が中心

通常の事業の賃金支払能力

11点

資料が偏重

※ 令和7年度愛知地方最低賃金審議会・第1回専門部会提出資料の内訳（三要素別）

課題

- 生計費は主に消費者物価上昇率の確認にとどまり、水準そのものの審議が乏しい。
- 家計統計表は二人以上世帯のもので、単身勤労者世帯の生計費資料が不足。

解決の方向

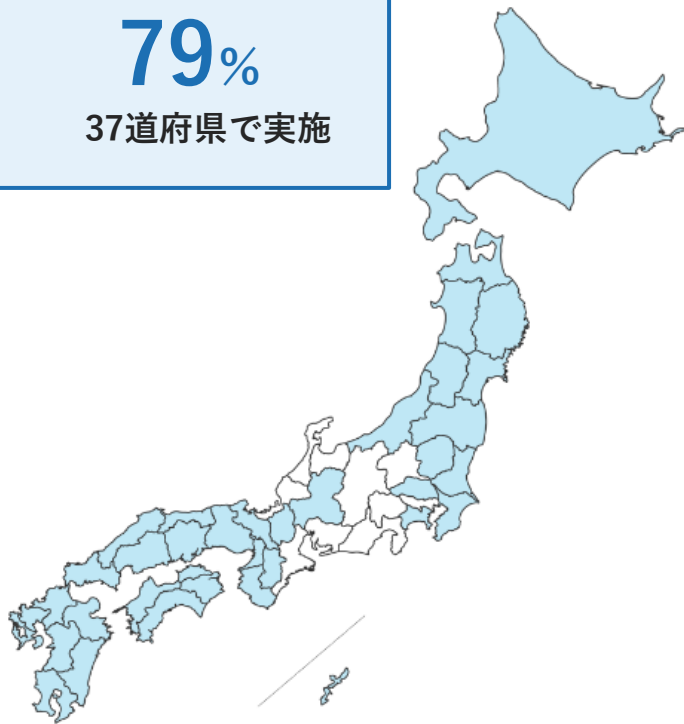
最低生計費試算調査を審議資料に

2025年に全国で初めて審議の参考資料として採用。29都道府県・5万人超の実績ある生計費試算調査結果を審議会で活用するためにも、説明の機会を設けるべき。また、政府が単身勤労世帯の本格的な調査を実施すべきである。

意見陳述 — 全国79%が実施、愛知も決断を

79%

37道府県で実施



※ 意見陳述を実施している37道府県（着色部）

生計費に基づく審議には、最低賃金近傍で働く労働者の生活実態の反映が不可欠。統計だけでなく当事者の声を聴く「意見陳述」を。

意見陳述を実施している道府県（37道府県）

北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・埼玉・千葉・神奈川・新潟・岐阜・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

愛知の審議会に求めること

当事者の声を聴く意見陳述の実施を決断すべき。

全国の最低生計費試算結果 — 時給1,800円前後が必要

25歳・単身・賃貸ワンルームでの試算（全労連）。発表時期の新しい順に並べた。**2025年1月以降の調査では、最低生計費はいずれも時給1,800円～1,900円超。**現行の最低賃金（2025年改定額）を大きく上回る。

2025年以降に発表

2024年以前に発表

都道府県	生計費	最賃	発表時期
愛知	1,889	1,140	2026年6月
高知	1,944	1,023	2026年6月
宮崎	1,895	1,023	2026年6月
青森	1,840	1,029	2026年5月
秋田	1,880	1,031	2026年5月
岩手	1,909	1,031	2026年5月
山形	1,882	1,032	2026年5月
宮城	1,970	1,038	2026年5月
福島	1,885	1,033	2026年5月
岐阜	1,845	1,065	2026年4月
静岡	1,904	1,097	2025年7月
京都	1,895	1,122	2025年7月
東京	1,900	1,226	2025年6月
新潟	1,837	1,050	2025年6月
長野	1,882	1,061	2025年2月

都道府県	生計費	最賃	発表時期
大阪	1,827	1,177	2025年1月
岡山	1,822	1,047	2025年1月
埼玉	1,831	1,141	2024年10月
福岡	1,777	1,057	2024年8月
山口	1,682	1,043	2024年7月
長崎	1,681	1,031	2024年7月
鹿児島	1,791	1,026	2024年7月
北海道	1,749	1,075	2024年6月
茨城	1,770	1,074	2022年10月
兵庫	1,626	1,116	2022年6月
大分	1,725	1,035	2021年6月
沖縄	1,642	1,023	2020年7月
佐賀	1,613	1,030	2019年12月
広島	1,407	1,085	2016年1月

※ 出典：全労連 最低生計費試算調査 総括表（2026年6月25日現在）。生計費・最賃は時間額（円）。生計費は月150時間換算、最賃は2025年改定額。発表時期はアップデートを含む最新の公表時期。

提言 — 「生活できる賃金」の実現を

1

最低賃金を 1,800円以上へ

最低生計費試算を根拠に、愛知県最低賃金の大幅引上げを求める。

2

中小企業への 支援強化

国による直接支援、社会保険料負担の軽減、価格転嫁の実効性確保。

3

全国一律 最低賃金の実現

最低生計費に地域差はない。全国一律最低賃金のすみやかな実現を。

働いても生活できない賃金では、若者は将来を描けない
最低賃金を「生活できる賃金」に